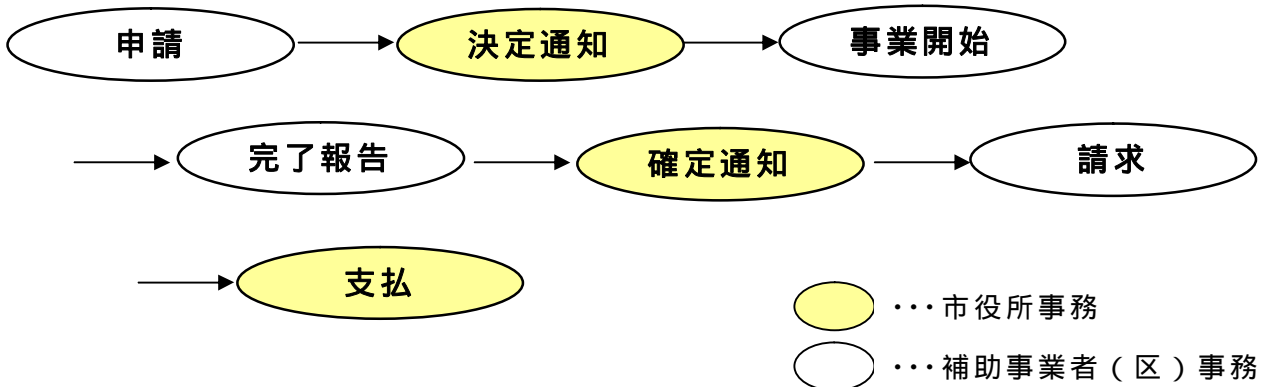


【補助金交付のながれ】

補助金は下記ながれに従い支出されます。



申請

- 補助金交付申請書（様式第1号）
 - 実施計画書（様式第2号）
 - 収支予算書（様式第3号）
 - 位置図、見積書又は設計書等
- 130万円を超える工事等については、複数の者からの見積徴収又は入札を行うこと。
の書類を添えて市役所総務課窓口へ提出する。

決定通知

審査

補助金交付決定通知書（様式第4号）を通知します。

この通知を受け取った後、事業を着工できることとなります。
（決定通知前に着工した場合は、補助金を給付することが出来ません。）

完了報告

事業開始（工事着工）

工事が完成したら、速やかに次の書類を市役所へ提出してください。

- 完了実績報告書（様式第6号）
- 事業実績書
- 収支決算書（様式第7号）
- 契約書及び領収書の写し、工事の整備前と整備後の写真など支払った証憑となるもの。

確定通知

審査

補助金等確定通知書（様式第8号）で最終的な補助額を確定通知します。
補助金請求書（様式第9号）に振込口座等の必要事項を記入押印し、市役所へ提出してください。

支払

請求（振込口座がわかるものを一緒に）

指定口座へ振り込み

お問い合わせは市役所総務課行政Gまで
TEL 73-8004（ダイヤルイン）